

## 令和5年度採択関係状況調査結果（都道府県教育委員会）

調査期間：令和5年10月17日から11月19日

回答者：都道府県教育委員会

調査項目：令和5年度に行った、令和6年度から公立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。

なお特別支援学校の小学部は含まない。）で使用する教科書の採択について

※表中の割合については、四捨五入しているため100%にならない場合があります。

### 1 採択地区の構成について

#### 採択地区を設定する際の市町村教育委員会の意向の把握について

	数	割合
①定期的（採択期間の開始時期等）に意向を確認している。	14	29.8%
②定期的に確認は行わないが、市町村教育委員会等からの要望を適宜受け付けている。	32	68.1%
③その他	1	2.1%

### 2 採択事務のスケジュールについて

#### 都道府県教育委員会における市町村教育委員会からの需要数報告の期限について

	数	割合
①7月16日以前	1	2.1%
②7月17日～7月31日	1	2.1%
③8月1日～8月16日	13	27.7%
④8月17日～8月31日	19	40.4%
⑤9月1日～9月16日	12	25.5%
⑥市町村との協議に基づいて柔軟に決定。	1	2.1%
⑦数次にわたり設定している。	0	0.0%
⑧特段設けていない。	0	0.0%

### 3 採択にあたっての組織構成について

#### 3-1

#### 都道府県の教科用図書選定審議会の構成員について

		当該組織 の構成員 総人数	内訳							
			(1)保護者	(2)校長	(3)教諭等	(4)教育長	(5)教育委員	(6)教育委員会事 務局職員	(7)その他	
①	都道府県の 教科用図書 選定審議会の 委員	人数	881	91	198	138	92	45	167	150
	割合		10.3%	22.5%	15.7%	10.4%	5.1%	19.0%	17.0%	
②	都道府県の 教科用図書 選定審議会の 調査員	人数	3221	3	88	2443	0	0	681	6
	割合		0.1%	2.7%	75.8%	0.0%	0.0%	21.1%	0.2%	

#### 3-2

#### 採択地区の構成員について

		当該組織 の設置 地区数	内訳							
			(1)保護者	(2)校長	(3)教諭等	(4)教育長	(5)教育委員	(6)教育委員会 事務局職員	(7)その他	
①	採択地区の 採択地区協 議会	地区数	311	206	108	52	311	189	135	45
	割合		66.2%	34.7%	16.7%	100.0%	60.8%	43.4%	14.5%	
②	採択地区の 選定委員会	地区数	392	323	325	173	148	132	226	157
	割合		82.4%	82.9%	44.1%	37.8%	33.7%	57.7%	40.1%	
③	採択地区の 調査員	地区数	541	34	366	536	4	6	102	16
	割合		6.3%	67.7%	99.1%	0.7%	1.1%	18.9%	3.0%	

### 4 採択に係る資料の公表等について

	公表	非公表 (未作成 含む)	公表の方法、時期（複数回答可）			非公表の理由			
			ホーム ページ	情報セン ター等	その他	静ひつな採 択環境を確 保するため	請求があれば開示 しているため	その他	
①	都道府県教育委員 会が作成する 採択基準	40	7	28	17	2	1	5	0
	85.1%	14.9%							
②	都道府県教育委員 会が作成する 選定関係資料	37	10	23	17	3	1	8	0
	78.7%	21.3%							

## 5 教科書見本の取扱いについて

### 5-1

#### 都道府県教育委員会における、教育委員等への教科書見本の提供について（複数回答可）

	数	割合
①自宅・職場に送付するなど、教育委員等全員に全種類を提供している。	3	6.4%
②専用の部屋等に、教育委員等全員が閲覧するために備え置いている。	28	59.6%
③採択に関連する会議で配布資料としてのみ活用している。	11	23.4%
④見本本の比較資料などを提供し、見本本自体は提供していない。	6	12.8%
⑤見本本の比較資料も見本本自体も提供していない。	3	6.4%
⑥教科書展示会で見本本の閲覧の機会を提供している。	19	40.4%
⑦その他	6	12.8%

### 5-2

#### 都道府県教育委員会における教科書見本の送付部数限度について

	数	割合
①教科書見本の送付部数限度は適切である。	41	87.2%
②教科書見本の送付部数限度は多い。	3	6.4%
③教科書見本の送付部数限度は少ない。	3	6.4%

## 6 教科書展示会について

### 教科書展示会の会場数等について

①都道府県域内において開催された法定展示会（※）の会場数の総数	1292
②来場者数の把握（概数でも構いません）を行っている法定展示会の会場数	1047
③来場者数の把握を行っていない法定展示会の会場数	270

※令和5年度における「法定展示期間」は6月14日から7月31日までの任意の14日間。

来場者数の把握を行っている法定展示会の1047の会場の内、来場者数の延べ人数は78181人（概数）

## 7 図書館等への教科書の整備について

### 都道府県教育委員会における図書館等への教科書の整備について（複数回答可）

	数	割合
①教科書センターで閲覧に供するようにしている（教科書見本を含む）。	45	95.7%
②学校図書館など各学校で閲覧等に供するようにしている。	3	6.4%
③公立図書館で閲覧等に供するようにしている。	18	38.3%
④特に整備していない。	1	2.1%

## 8 採択に関する公正確保について

### 都道府県教育委員会における公正確保のための措置について（複数回答可）

	数	割合
①文部科学省からの通知等をもとに、教科書採択の公正確保のための周知徹底の措置を行った。	47	100%
②①以外の教科書採択の公正確保のための措置を行った。	11	23%
③特に措置を行っていない。	0	0%

## 令和5年度採択関係状況調査（市区町村教育委員会）

調査期間：令和5年10月17日から11月19日

回答者：市区町村教育委員会

調査項目：令和5年度に行った、令和6年度から公立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。

なお特別支援学校の小学部は含まない。）で使用する教科書の採択について

※表中の割合については、四捨五入しているため100%にならない場合があります。

### 1 採択事務のスケジュール等について

#### 1-1

##### 採択の決定時期等について

	数	割合
①7月16日以前	94	5.4%
②7月17日～7月31日	846	48.4%
③8月1日～8月10日	363	20.8%
④8月11日～8月20日	100	5.7%
⑤8月21日～8月31日	344	19.7%

#### 1-2

##### 採択権限の行使方法について

	数	割合
①教育委員会の会議に諮り教科書を採択している。	1658	94.9%
②教育委員会規則により教育長に委任し、教育長の権限により教科書を採択している。	18	1.0%
③教育委員会規則により教育長に委任されたものをさらに教育委員会事務局職員に委任し、当該事務局職員の権限により教科書を採択している。	3	0.2%
④教育長の専決により教科書を採択している (事後に教育委員会に報告し、教育委員の意見聴取をする場合を含む)。	35	2.0%
⑤その他	33	1.9%

## 2 採択にあたっての調査研究について

### 2-1

採択地区における調査員等（他の名称で同様の役割の組織がある場合も含む。）が教科書について作成する資料とその扱いについて

	数	割合
①総合的・観点別の評定を付さず、特徴や留意点のみを記述した資料を作成し、全ての教科書の中から採択・選定することとしている。	1116	63.9%
②総合的な評定を付さず、観点別の評定を付した資料を作成し、全ての教科書の中から採択・選定することとしている。	124	7.1%
③総合的な評定を付した資料（観点別の評定を併せて付したものを含む）を作成し、全ての教科書の中から採択・選定することとしている。	351	20.1%
④総合的な評定を付した資料（観点別の評定を併せて付したものを含む）を作成し、首位の教科書を採択・選定、または上位の教科書の中から採択・選定することとしている。	95	5.4%
⑤資料を作成していない（調査員組織がない場合を含む）。	61	3.5%

### 2-2-1

貴市区町村内の市区町村立小学校で使用する教科書の採択に関する基準について

	数	割合
①域内の公立学校で使用する教科書の採択に関する基準を設けている。	1357	77.7%
②域内の公立学校で使用する教科書の採択に関する基準を設けていない。	390	22.3%

### 2-2-2

採択基準を設けている場合、市区町村教育委員会が採択に関する基準として設けている項目について

	数	割合
①教育基本法、学習指導要領への準拠性	1172	67.1%
②都道府県の教育目標・方針への適合性	681	39.0%
③市区町村の教育目標・方針への適合性	686	39.3%
④各教科書の説明等の理解しやすさ	998	57.1%
⑤各教科書の題材等の構成や配分の適切さ	1092	62.5%
⑥各教科書の使いやすさや見やすさ	1073	61.4%
⑦いわゆる発展的学習に係る記述の分量や記述の内容	738	42.2%
⑧その他の観点や基準	231	13.2%

※2-2-1で「①域内の公立学校で使用する教科書の採択に関する基準を設けている。」を選択した市区町村教育委員会のみ回答

### 3 採択に係る資料の公表等について

#### 市区町村教育委員会における採択資料の公表等について

		公表	非公表 (未作成 含む)	公表の方法			非公表の理由				
				ホーム ページ	情報セン ター等	その他	静ひつな 採択環境 を確保す るため	請求があれば 開示してい るため	採択地区協 議会の事務 局が公表し ているため	都道府県教 育委員会が 公表してい るため	その他
①	市区町村教育委員会が 作成する採択基準	276	1471	149	130	25	268	507	126	109	57
		15.8%	84.2%								
②	市区町村教育委員会が 作成する 選定関係資料	422	1325	234	182	39	196	679	191	21	29
		24.2%	75.8%								
③	市区町村立小学校で使 用する教科書の 採択結果	1002	745	879	184	91	48	332	170	179	16
		57.4%	42.6%								
④	市区町村立小学校で 使用する教科書の 採択理由	629	1118	494	151	38	165	650	219	18	66
		36.0%	64.0%								
⑤	市区町村立小学校で使 用する教科書の 採択に係る議事録	608	1139	525	102	29	262	603	136	6	28
		34.8%	65.2%								
⑥	採択地区協議会の 議事録	381	1091	268	90	34	127	615	240	5	33
		25.9%	74.1%								

※⑥は採択地区協議会を設置している市区町村教育委員会のみ回答

### 4 教科書見本の取扱いについて

#### 4-1

##### 市区町村教育委員会における教育長及び教育委員（以下「教育委員等」という。）への教科書見本の提供について

	数	割合
①自宅・職場に送付するなど、教育委員等全員に全種類を提供している。	309	17.7%
②専用の部屋等に、教育委員等全員が閲覧するために備え置いている。	841	48.1%
③採択に関連する会議で配布資料としてのみ活用している。	523	29.9%
④見本本の比較資料などを提供し、見本本自体は提供していない。	32	1.8%
⑤見本本の比較資料も見本本自体も提供していない。	51	2.9%
⑥教科書展示会で見本本の閲覧の機会を提供している。	788	45.1%
⑦その他	105	6.0%

#### 4-2

##### 市区町村教育委員会における教科書見本の送付部数限度について

	数	割合
①教科書見本の送付部数限度は適切である。	1465	83.9%
②教科書見本の送付部数限度は多い。	225	12.9%
③教科書見本の送付部数限度は少ない。	57	3.3%

## 5 図書館等への教科書の整備について

### 市区町村教育委員会における図書館等への教科書の整備について（複数回答可）

	数	割合
①学校図書館など各学校で閲覧等に供するようになっている。	161	9.2%
②公立図書館で閲覧等に供するようになっている。	595	34.1%
③特に整備していない。	1052	60.2%

## 6 共同採択における採択手続き等について

### 採択地区協議会の委員に、委員の職務上知り得た秘密に係る守秘義務を課しているかについて

	数	割合
①公務員以外の者が採択地区協議会の委員に含まれており、その者に守秘義務を課している。	1162	78.9%
②公務員以外の者が採択地区協議会の委員に含まれているが、その者に守秘義務を課していない。	18	1.2%
③公務員以外の者は採択地区協議会の委員に含まれていない。	293	19.9%

※採択地区協議会を設置している市区町村教育委員会のみ回答

## 7 採択に関する公正確保について

### 市区町村教育委員会における公正確保のための措置について（複数回答可）

	数	割合
①文部科学省からの通知等をもとに、教科書採択の公正確保のための周知徹底の措置を行った。	1690	96.7%
②①以外の教科書採択の公正確保のための措置を行った。	41	2.3%
③特に措置を行っていない。	48	2.7%

## 8 学習者用デジタル教科書の見本版について

	数	割合
①採択の考慮の一事項とした。	1028	58.8%
②採択の考慮には入れていない。	719	41.2%

## 令和5年度採択関係状況調査（国立・私立小学校）

調査期間：令和5年10月17日から11月19日

回答者：国立大学法人が設置する小学校、私立小学校

調査項目：令和5年度に行った、令和6年度から国立・私立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。

なお特別支援学校の小学部は含まない。）で使用する教科書の採択について

※表中の割合については、四捨五入しているため100%にならない場合があります。

### 1 採択決定時期と採択方法について

#### 1-1

##### 採択の決定時期について

	国立大学法人が設置する小学校		私立小学校	
	学校数(校)	全体に占める割合(%)	学校数(校)	全体に占める割合(%)
① 7月16日以前	5	8.2%	71	34.5%
② 7月17日～7月31日	21	34.4%	81	39.3%
③ 8月1日～8月10日	17	27.9%	21	10.2%
④ 8月11日～8月20日	6	9.8%	10	4.9%
⑤ 8月21日～8月31日	12	19.7%	23	11.2%

#### 1-2

##### 採択方法について

	国立大学法人が設置する小学校		私立小学校	
	学校数(校)	全体に占める割合(%)	学校数(校)	全体に占める割合(%)
① 学校内の関係者から構成される調査研究のための組織を設置し、調査研究の結果を踏まえて校長が採択している。	33	54.1%	41	19.9%
② 学校内・学校外の関係者から構成される調査研究のための組織を設置し、調査研究の結果を踏まえて校長が採択している。	5	8.2%	1	0.5%
③ ①又は②のような調査研究のための組織は設置せず、各教科担当の教員等による調査研究の結果を踏まえて校長が採択している。	19	31.1%	134	65.0%
④ 特定の教員（校長等）が調査研究を行い、調査研究の結果を踏まえて校長が採択している。	3	4.9%	20	9.7%
⑤ その他	1	1.6%	10	4.9%

## 2 採択に係る資料の公表等について

	属性	作成	公表・非公表の別		未作成
			公表	非公表	
①採択基準	国立	39	公表	24	22
			非公表	15	
	私立	72	公表	34	134
			非公表	38	
②選定関係資料	国立	35	公表	18	26
			非公表	17	
	私立	69	公表	28	137
			非公表	41	
	属性	公表	非公表		
③採択結果	国立	51	10		
	私立	107	99		
④採択理由	国立	45	16		
	私立	87	119		

## 3 採択に関する公正確保について（複数回答可）

	国立大学法人が設置する小学校		私立小学校	
	学校数(校)	全体に占める割合(%)	学校数(校)	全体に占める割合(%)
①文部科学省からの通知等をもとに、教科書採択の公正確保のための周知徹底の措置を行った。	59	96.7%	167	81.1%
②①以外の教科書採択の公正確保のための措置を行った。	3	4.9%	5	2.4%
③特に措置を行っていない。	2	3.3%	34	16.5%

## 4 学習者用デジタル教科書の見本版について

	国立大学法人が設置する小学校		私立小学校	
	学校数(校)	全体に占める割合(%)	学校数(校)	全体に占める割合(%)
①採択の考慮の一事項とした。	32	52.5%	68	33.0%
②採択の考慮には入れていない。	29	47.5%	138	67.0%